

令和8年2月10日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 奈良 祥 孝

副委員長 蛸 名 和 子

1 **開催日時** 令和8年2月10日（火曜日）午前9時57分～午前11時3分

2 **開催場所** 第3委員会室

3 **報告事項**

(1) 令和8年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ③青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ④青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑤専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築工事）
- ⑥専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事）
- ⑦専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事）
- ⑧専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事）
- ⑨専決処分の報告について（桑原29号線橋梁（上部工）整備工事）
- ⑩専決処分の報告について（青森市立西中学校屋外教育環境整備工事）
- ⑪専決処分の報告について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事）
- ⑫専決処分の報告について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事）
- ⑬専決処分の報告について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事）
- ⑭専決処分の報告について（公用車の事故）
- ⑮青森市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- ⑯青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ⑰包括外部監査契約の締結について

(2) その他

- ①建設工事関連業務委託における最低制限価格の見直しについて
- ②令和7年度第三セクター経営評価結果及び対応について

【挙手による報告】

- ①消防合同庁舎における重油漏えい事故について

○出席委員

委員 長 奈良 祥 孝
副委員 長 蛭 名 和 子
委員 中 田 靖 人
委員 軽 米 智 雅 子

委員 天 内 慎 也
委員 舘 山 善 也
委員 大 矢 保

○欠席委員

委員 奈良岡 隆

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小野 正 貴
企画部長 金谷 浩 光
企画部理事 中村 敦
税務部長 横内 修
会計管理者 齋藤 賢 剛
選挙管理委員会事務局長 柴田 一 史
監査委員事務局長 遠嶋 祥 剛
総務部次長 越後谷 和 人

危機管理監 鈴木 健 仁
総務部参事 佐々木 和 人
企画部次長 沢木 正 明
税務部次長 工藤 健 志
監査委員事務局次長 福士 保
総務課長 藤林 靖 幸
企画調整課長 鈴木 健 司
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久保 拓 哉

議事調査課主幹 風 晴 英 樹

○奈良祥孝委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

本日は、奈良岡委員が公務のため、欠席となっております。また、総務部理事消防長が公務のため、欠席となっており、浪岡振興部長が文教経済常任委員協議会に出席のため、欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

令和8年第1回定例会提出予定案件について、報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「青森市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和8年第1回市議会定例会へ提出を予定しております青森市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、「1 改正趣旨」であります。デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法が改正され、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達についてデジタル化するとされましたことから、行政手続法と趣旨を同じくいたします青森市行政手続条例につきましても、同様の改正を行うものであります。

次に、「2 主な改正内容」であります。改正前につきましては、行政庁が、条例等の規定による不利益処分を行おうとするときは、当該処分を行う前に、聴聞または弁明の機会の付与を行う必要があります。これらを行うに当たっては、その旨を書面により処分の相手方に通知することとしておりますが、当該相手方の所在が判明しない場合には、市役所の掲示場において、必要事項を記載した書面を2週間掲示することにより、当該通知がその者に到達したとみなす、公示送達を行うこととしております。

これにつきまして、改正後は、改正後の行政手続法の規定を踏まえ、不利益処分に係る通知内容を青森市ホームページにおいて閲覧できるようにするとともに、引き続き、市役所の掲示場におきましても必要事項を記載した書面を掲示することにより、公示送達を行うものとするものであります。

最後に、「3 施行期日」につきましては、令和8年5月21日を予定しております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 給与条例の改正の御説明の前に、本日、御説明する予定であ

りました青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今冬の記録的な大雪により、道路の除排雪に要する費用が大幅に増加する見込みとなっております。市民生活に直結する対応を最優先に行う必要がありますことから、総合的に判断し、今回の条例案の提出は見送ることといたしました。

それでは、令和8年第1回定例会に提出を予定しております青森市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 概要」につきまして、昨年8月8日の人事院勧告及び10月6日の青森県人事委員会勧告を勘案して、職員の通勤手当額等の改定及び新たに職位を追加する改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

「2 改正対象条例」は、資料記載のとおり青森市職員の給与に関する条例となります。

「3 主な改正内容」につきまして、1つは、「(1) 通勤手当の改定」であります。

①の自動車等使用者のうち、四輪自動車につきましては、上限距離区分を80キロメートルから100キロメートルへ、上限手当額を4万6000円から6万6200円へ引き上げますとともに、四輪自動車以外につきましては、国の給与法の改正に合わせ、上限額を条例で定め、各距離区分の手当額につきましては、規則で定めることとし、上限手当額を2万4500円から2万7300円へ引き上げようとするものであります。

②の駐車場等の利用に対する通勤手当の新設につきましては、四輪自動車の使用者で、駐車場等を利用している者に対し、月5000円を上限といたします通勤手当を支給するものであります。

なお、会計年度任用職員の通勤手当につきましても、同様の改正をしようとするものであります。

次に、「(2) 新たな職位の追加」であります。

近年の少子化による生産年齢人口の減少に伴い、民間企業との人材獲得競争が激化しており、本市におきましても、職員採用試験の受験者数が減少傾向にあり、本市の職員として働く魅力の発信が必要であることに加え、若年層の中途退職も増加傾向にあることから、若手職員の意欲の維持・向上を図ること、先輩職員としての自覚を持ち、後輩の成長を支える意識の向上を図るための新たな職位として、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、2級の職員を新たに主任とする改正をしようとするものであります。

また、消防署の各分署における指揮・命令系統を明確化することを目的といたしまして、公安職給料表の適用を受ける職員のうち、4級の職員に新たに副分署長を追加する改正をしようとするものであります。

「4 施行期日」であります。令和8年4月1日から施行することとしており

ます。

なお、今回の改定による令和8年度の影響額は、1年度で2292万円となり、会計年度任用職員に係る影響額は、2064万円を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和8年第1回定例会に提出を予定しております青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」につきましては、国では、平成25年12月、住民の積極的な参加の下に消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的といたしまして、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を制定したところであります。

また、平成26年7月には、第27次消防審議会から、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申がなされ、消防団への加入促進、地域における消防団活動に対する理解の促進及び地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開等について提言があったところであります。

これを受けまして、同年11月には、総務省消防庁次長通知により、消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項についてが発出され、消防団員の定年年齢の引上げ等に係る措置が示されたものであります。

本市におきましては、法改正及び総務省通知を受け、消防団員の定年年齢の引上げについて検討を行ったものの、当時は、現場における体力面の不安及び消防団組織の若返りへの影響が懸念されましたことから、定年年齢の引上げは行わず、まずは、新たな消防団員の加入促進を目指すこととし、これまで様々な消防団員増員に係る施策を実施してきたところであります。

しかしながら、近年は、本市消防団員数がおおむね10年間で約15%減少するなど、消防団員数の減少が顕著となっていること、また、一方で、各種資機材の軽量・小型化が進み、健康面に配慮した無理のない活動体制が整ってきたことから、高齢化が進展している昨今の社会情勢等に鑑み、労働意欲のある高齢者の環境整備及び消防団員の安定確保を図ることを目的に、本市消防団員の定年年齢を引き上げるため、青森市消防団の設置及び定員等に関する条例を改正しようとするものであります。

「2 改正の概要」につきましては、青森市消防団員の定年を年齢67年から年齢

70年に引き上げるものであります。

「3 施行期日」につきましては、令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和8年第1回定例会に提出を予定しております青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 改正の理由」につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が令和7年12月に改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が令和8年2月に改正される予定であり、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されることから、青森市消防団員等公務災害補償条例を改正しようとするものであります。

「2 改正の内容」につきましては、勤務年数10年未満の場合、団長及び副団長の補償基礎額を1万2900円から1万3340円に、分団長及び副分団長の補償基礎額を1万1300円から1万1670円に、部長、班長及び団員の補償基礎額を9700円から1万円に、また、勤務年数10年以上20年未満及び20年以上の各階級の補償基礎額を資料記載のとおり引き上げようとするものであります。

次に、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9700円から1万円に、最高額を1万4500円から1万5000円に引き上げようとするものであります。

次に、扶養親族のある団員もしくは消防作業従事者等の扶養に係る補償基礎額の加算額について、第1号の加算額100円を廃止し、第2号の加算額を383円から433円に改正しようとするものであります。

「3 施行期日」につきましては、令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 消防団員の給与などはどのような仕組みになっているんですか。例えば、部長、班長、団員が1万円になりますが、これは時給なのか、月給なのか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 ただいま御説明申し上げましたのは、消防団活動、あるいは、消防作業を行う際に、例えば、はしごから落ちて、けがをしたり、お亡くなりになったなどのときの補償のお話であります。報酬ではなくて、そういう場合に手当てさ

れる補償の基礎額が上がるということでもあります。

以上でございます。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今、団員がかなり減っているんですね。高田地区はもう 50 人を切っています。だから、募集するにしても、そういうような手当もそうだし、日当もそうだろうし、そういうのを覚えていなければ募集するにしても難しくなってしまうと私は思います。あとででもいいですから、その内容を教えていただければと思います。

○奈良祥孝委員長 意味は分かりますよね。募集するにしても、出動の手当や公務の災害の補償など、金額が分からないと声をかけられないということです。

これは消防のほうですね。消防で整理して、各委員に提示してください。よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築工事）」、「専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事）」、「専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事）」、「専決処分の報告について（青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事）」の計 4 件については、関連がありますので一括して報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和 6 年第 2 回青森市議会定例会において御議決をいただきました青森市立造道小学校校舎改築工事、青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事、青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事、青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事につきまして、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げます。

なお、本件につきましては、前回 1 月に開催されました総務企画常任委員協議会におきまして、専決処分をさせていただく予定である旨、あらかじめ御報告していた案件であります。

資料 1 から資料 4 までの青森市立造道小学校校舎の改築に係る 4 件の工事につきましては、変更内容が同様でありますことから、まとめて御説明いたします。

資料 1 を御覧ください。

「2 変更内容」であります、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、国におきましては、令和 7 年 2 月 28 日以前に契約を締結し、残工期が 2 か月以上ある工事請負契約について、インフレスライド条項を適用し、新労務単価に基づく請負代金額に変更する対応を行うこととしたところであります。

本市におきましても、国と同様に対応することとし、事業者に周知していたとこ

ろであります。このたび契約相手方から請負代金額の変更協議の請求がありましたことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行ったものであります。

「3 変更契約額」につきましては、②の現在契約中の金額 27 億 6090 万 1000 円に対しまして、③のインフレライド条項適用後の金額が、28 億 9058 万円となり、増額分は 1 億 2967 万 9000 円、率にして 4.70%の増額となります。①の当初の契約金額 27 億 3350 万円と比較いたしますと、増額分は 1 億 5708 万円、率にして 5.75%の増額となります。

次に、資料 2 を御覧ください。

青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事につきましては、「3 変更契約額」のとおり、①の現在契約中の金額 4 億 705 万 5000 円に対しまして、②のインフレライド条項適用後の金額が、4 億 3239 万 9000 円となり、増額分は 2534 万 4000 円、率にして 6.23%の増額となります。①の当初の契約金額 4 億 469 万円と比較いたしますと、増額分は 2770 万 9000 円、率にして 6.85%の増額となります。

次に、資料 3 を御覧ください。

青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事につきましては、「3 変更契約額」のとおり、②の現在契約中の金額 3 億 130 万 1000 円に対しまして、③のインフレライド条項適用後の金額が、3 億 2367 万 5000 円となり、増額分は 2237 万 4000 円、率にして 7.43%の増額となります。①の当初の契約金額 2 億 9826 万 5000 円と比較いたしますと、増額分は 2541 万円、率にして 8.52%の増額となります。

次に、資料 4 を御覧ください。

青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事につきましては、「3 変更契約額」のとおり、②の現在契約中の金額 2 億 380 万 8000 円に対しまして、③のインフレライド条項適用後の金額が、2 億 1503 万 9000 円となり、増額分は 1123 万 1000 円、率にして 5.51%の増額となります。①の当初の契約金額 2 億 130 万円と比較いたしますと、増額分は 1373 万 9000 円、率にして 6.83%の増額となります。

変更契約の内容につきましては以上のとおりとなりますが、これら 4 件の変更契約につきましては、市長の専決処分事項といたしまして、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の 10 分の 1 に相当する額を超えないものでありますことから、令和 8 年 1 月 30 日、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分により変更契約を締結させていただいたところであり、同条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年第 1 回定例会に報告することとしております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について（桑原 29 号線橋梁（上部工）整備工事）」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第2回青森市議会定例会において御議決をいただきました桑原29号線橋梁（上部工）整備工事につきまして、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げます。

なお、本件につきましては、前回1月に開催されました総務企画常任委員協議会におきまして、専決処分をさせていただく予定である旨、あらかじめ御報告していた案件であります。

資料1を御覧ください。

「2 変更内容」であります。令和7年3月から適用いたします公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、国においては、予定単価の積算に旧労務単価を適用し、令和7年3月1日以降に締結した工事請負契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる特例措置を行うこととしたところであります。

本市におきましても、国と同様に対応することとし、事業者に対し周知していたところですが、このたび、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求がありましたことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行ったものであります。

また、このほか、桑原29号線道路整備事業の促進のため、当該工事で設置いたしました仮設足場を利用し、橋梁付属物工であります地覆工及び伸縮装置工を施工することといたしましたことから、青森市工事請負契約標準約款第19条の規定に基づき、請負代金額の増額変更を行ったものであります。

「3 変更契約額」につきましては、当初金額2億1997万945円に対し、変更後金額が2億4196万7000円となり、増額分は2199万6055円、率にして9.99%の増額となります。

変更契約の内容につきましては以上のとおりとなりますが、本案件は、市長の専決処分事項といたしまして、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、令和8年1月30日、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により変更契約を締結させていただいたところであり、同条第2項の規定に基づき、令和8年第1回定例会に報告することとしております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について（青森市立西中学校屋外教育環境整備工事）」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第2回青森市議会定例会において御議決をいただきました青森市立西中学校屋外教育環境整備工事につきまして、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げます。

なお、本件につきましては、前回1月に開催されました総務企画常任委員協議会におきまして、専決処分をさせていただき予定である旨、あらかじめ御報告していた案件であります。

資料1を御覧ください。

「2 変更内容」につきましては、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、国におきましては、予定単価の積算に旧労務単価を適用し、令和7年3月1日以降に締結した工事請負契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる特例措置を行うこととしたところであります。

本市におきましても、国と同様に対応することとし、事業者に対し、周知していたところではありますが、このたび、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求がありましたことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行ったものであります。

また、このほか、グラウンド整備に当たり旧校舎における排水設備の撤去を予定しておりましたところ、地中から想定以上の汚水・雨水ます等のコンクリート殻が確認されたため、その処分に係る増工が必要となったところであります。

この事実は、青森市工事請負契約標準約款第18条第1項第5号に該当し、設計変更の対象となりますことから、同条第5項の規定に基づき、請負代金額の増額変更を行ったものであります。

「3 変更契約額」につきましては、当初金額2億1133万612円に対し、変更後金額が2億1452万2000円となり、増額分は319万1388円、率にして1.51%の増額となります。

変更契約の内容につきましては以上のとおりとなりますが、本案件は、市長の専決処分事項といたしまして、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、令和8年1月30日、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により変更契約を締結させていただいたところであり、同条第2項の規定に基づき、令和8年第1回定例会に報告することとしております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について（青森市宮野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事）」、「専決処分の報告について（青森市宮野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事）」、「専決処分の報告について（青森市宮野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事）」の計3件については、関連がありますので一括して報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和7年第2回青森市議会定例会において御議決をいただ

きました青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事につきまして、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げます。

なお、本件につきましては、前回1月に開催されました総務企画常任委員協議会におきまして、専決処分をさせていただく予定である旨、あらかじめ御報告していた案件であります。

まず、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

「2 変更内容」であります。令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、国におきましては、予定単価の積算に旧労務単価を適用し、令和7年3月1日以降に締結した工事請負契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる特例措置を行うこととしたところであります。

本市におきましても、国と同様に対応することとし、事業者に対し周知していたところでありますが、このたび、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求がありましたことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行ったものであります。

また、このほか、既存の受水槽に当初想定していなかった漏水が確認されましたが、交換部品がなく、修繕が不可能でありますことから、新たな受水槽の設置が必要となったことに加え、スタンドの防水下地のモルタルについて、一部に剥離のおそれがあることが判明したため、防水性能を確保するためのモルタル剥離対策工事が必要となったところであります。

これらの事実は、青森市工事請負契約標準約款第18条第1項第5号に該当し、設計変更の対象となりますことから、同条第5項の規定に基づき、請負代金額の増額変更を行ったものであります。

「3 変更契約額」につきましては、当初金額4億2350万円に対しまして、変更後金額が4億4987万300円となり、増額分は2637万300円、率にして6.23%の増額となります。

次に、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

「2 変更内容」につきましては、本工事は、先ほどのスタンド改修工事と同様に旧労務単価を適用した対象工事ではありますが、このたび、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求がありましたことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行ったものであります。

「3 変更契約額」につきましては、当初金額2億2220万円に対しまして、変更

後金額が2億2456万8300円となり、増額分は236万8300円、率にして1.07%の増額となります。

最後に、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

「2 変更内容」につきましては、高圧気中開閉器及び避雷器の接地抵抗の不良が確認されたため、高圧気中開閉器等の改修工事が必要となり、さらに、キュービクルからスコアボードまでの電線ケーブルにつきまして、電圧降下が許容範囲を超えることが確認されましたため、ケーブルサイズを100平方ミリメートルから150平方ミリメートルへの変更が必要となったところであります。

これらの事実は、青森市工事請負契約標準約款第18条第1項第5号に該当し、設計変更の対象となりますことから、同条第5項の規定に基づき、請負代金額の増額変更を行ったものであります。

「3 変更契約額」につきましては、当初金額2億1542万4000円に対しまして、変更後金額が2億1732万1500円となり、増額分は189万7500円、率にして0.88%の増額となります。

変更契約の内容につきましては以上のおりとなりますが、これら3件の変更契約につきましては、市長の専決処分事項といたしまして、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、令和8年1月30日、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により変更契約を締結させていただいたところであり、同条第2項の規定に基づき、令和8年第1回定例会に報告することとしております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について（公用車の事故）」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、御報告申し上げます。

本事案につきましては、令和7年11月20日開催の本常任委員協議会で御報告させていただいたところでありますが、令和8年第1回市議会定例会に報告を予定しておりますので、前回と同じ内容になりますが、その概要について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和7年11月1日土曜日の午後2時頃、発生場所は北金沢二丁目37番16号、旭町通りアンダーパスの南側出口付近で発生したものであります。

事故の発生状況であります。令和7年度青森県総合防災訓練で使用する予定で

あった物資を片づけるため、旭町通りアンダーパスから青森市総合体育館に向かっていたところ、交差点手前を右折転回した際、自転車左側後方部分が停車中の相手方車体の右側後方部分に接触したものであります。

損害賠償につきましては、双方協議の結果、市が相手方に対し、この事故による車両損害額といたしまして43万7406円を負担することで合意し、合意内容について令和8年2月2日に専決処分をし、同日示談が成立したものであります。

なお、損害賠償につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」報告を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和8年第1回市議会定例会に議案提出を予定しております青森市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

本条例は、現在、書面等で行うことが義務づけられている手続についてオンラインで行うことを可能とするための共通的な事項を定めるものであります。

「1 制定理由」につきまして、本条例は、行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的に制定するものであります。

内容といたしましては、先ほど申し上げましたとおり市の条例、規則等に基づく手続について、情報通信技術を利用する方法、いわゆるオンラインにより行うことを可能とするものであります。

次に、「2 制定内容」について御説明いたします。

「(1) 目的（第1条）」は、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めるものであります。これによりまして、関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、市民生活の向上に寄与することとしております。

「(2) 電子情報処理組織による申請等、処分通知等（第3条・第4条）」につきまして、まず第3条では、条例等の規定で書面等により行うこととしている申請等について、オンラインで行うことができることとするとともに、申請の到達時期について定めるものであります。次に、第4条では、条例等の規定で書面等により行うこととしている処分通知等について、オンラインで行うことができることとするものであります。また、処分通知等の到達時期を定めるとともに、必要な署名等に

において、規則で定める方法により行うことができることとしております。

「(3) 電磁的記録による縦覧等、作成等 (第5条・第6条)」につきまして、まず第5条では、条例等の規定で書面等により行うこととしている縦覧等について、電磁的記録による縦覧等を行うことができることとするものであります。次に、第6条では、条例等の規定で書面等により行うこととしている作成等について、電磁的記録により作成等を行うことができることとするものです。

「(4) 適用除外 (第7条)」は、申請事項に虚偽がないことを対面により確認する必要がある場合や、許可書等の書面を事業所に備え付ける必要があるなど、オンライン化が適当でない手続等については適用除外とするものであります。

「(5) 添付書面等の省略 (第8条)」は、行政機関間の情報連携により入手、参照できる情報に関する添付書類について、規則で定めた上で添付を省略することができるものとしてあります。

「(6) その他」について、これまで御説明いたしました(1)から(5)のほか、第2条では用語の定義、第9条ではオンラインで行うことができる行政手続の状況に係る公表、第10条では条例施行に関し必要な事項を規則で定めることを規定するものであります。

「3 施行期日」であります。公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○柴田一史選挙管理委員会事務局長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 令和8年第1回市議会定例会に提出を予定しております青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 概要」につきましては、青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動に関し、選挙公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、関係条例を改正しようとするものであります。

「2 改正対象条例」は、資料に記載のとおり、青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例のほか、2つの条例となります。

「3 主な改正の内容」についてですが、選挙運動用自動車使用の公営、選挙運動用ポスター作成の公営及びビラ作成の公営に関する現行の限度額を国や青森県と

同じ単価に改正するものであります。

「4 候補者一人当たり公費負担限度額」についてですが、市議選においては、改正前が65万8815円、改正後が109万5154円で43万6339円の増額となります。また、市長選においては、改正前が75万5760円、改正後が120万4162円で44万8402円の増額となります。

「5 施行期日」につきましては、公布の日からとしております。具体的には、本年秋に控えております青森市議会議員一般選挙から、改正後の条例の規定が適用されることとなります。

説明は以上です。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「包括外部監査契約の締結について」報告を求めます。監査委員事務局長。

○遠嶋祥剛監査委員事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和8年第1回定例会に提出予定であります令和8年度包括外部監査契約の締結について御説明させていただきます。

資料を御覧ください。

最初に、「1 契約の概要」につきましては、地方自治法の規定により、中核市は、毎会計年度、議会の議決を経て本契約を締結することとなっており、例年同様に、令和8年度に係る契約締結について定例会に提出を予定しているものであります。

「2 契約の目的」につきましては、監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出となります。

「3 契約の相手方」につきましては、今年度に引き続き、日本公認会計士協会東北会青森県会所属の公認会計士、鳩健二氏との契約を予定しているものであります。

「4 契約の相手方に係る包括外部監査の実績」につきましては、資料記載のとおり、青森県及び八戸市の監査人または監査人補助者として、また、令和6年度からは本市の監査人として業務を行っていただいた実績があります。

最後に、「5 契約の相手方と契約締結をする理由」につきましては、1つに、地方自治法の規定により、契約できる者につきましては、地方公共団体の財務管理等の識見を有する弁護士、公認会計士、一定の行政事務経験者または税理士のいずれかとされていること、2つに、このうち公認会計士につきましては、監査及び会計の専門家であり、地方公共団体の監査に有用であること、3つに、包括外部監査契約は同一の者と連続して3回まで契約できるとされていること、以上のことから契約相手方として適任であると判断しているものであります。

資料の説明は以上となりますが、このほか、本契約に当たりましては、地方自治法の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聴くこととなっており、青森市監査

委員からは鳩健二氏と引き続き契約することに異議がない旨の回答をいただいております。

御説明は以上となります。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和8年第1回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「建設工事関連業務委託における最低制限価格の見直しについて」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 建設工事関連業務委託における最低制限価格の見直しについて、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 見直し概要」についてであります。最低制限価格制度は、競争入札の方法により請負契約を締結しようとする場合において、ダンピング受注を防止し、契約内容に適合した履行を確保するため、落札可能な最低制限の価格を設定する制度であり、地方自治法施行令第167条の10の規定に基づき各自治体がそれぞれ定めております。

建設工事に係る業務委託の最低制限価格につきましては、本市におきまして平成19年度以降、予定価格に70.0%から74.9%の抽せん率を乗じて算出しておりますが、業界団体から、国土交通省の基準に準拠してほしい旨の要望がありましたことから、改めて他都市の設定状況を調査した結果、国土交通省の基準を採用している自治体が多いことが判明いたしました。

このことから、本市におきましても建設工事に係る業務委託の最低制限価格について、国土交通省の基準への見直しを行うものであります。

「2 見直し内容」についてであります。建設工事に係る設計、測量、地質調査等業務及び工事監理業務の最低制限価格につきまして国土交通省の基準——下表の業種区分ごとに①から④を合計した額となりますが、これを準用し算出することといたします。

なお、算出した額が予定価格の70%に満たない場合には、予定価格の70%を最低制限価格といたします。

「3 実施時期」についてであります。令和8年4月1日以降に指名競争入札通知を行う入札から実施いたします。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和7年度第三セクター経営評価結果及び対応について」報告を求めます。
企画部長。

○金谷浩光企画部長 令和7年度第三セクター経営評価結果及び対応について、御報告いたします。

本市では平成22年10月に策定いたしました青森市第三セクターに関する基本方針において、第三セクターの経営状況及び経営評価の結果を、毎年度定期的に議会に対して御報告することとしております。

本常任委員協議会への報告の対象となる法人は、公益財団法人青森学術文化振興財団及び一般財団法人青森市文化観光振興財団の2団体となっております。

初めに、公益財団法人青森学術文化振興財団について御報告いたします。

お手元の資料02-02-01「令和7年度第三セクター経営評価結果及び対応について（公益財団法人青森学術文化振興財団）」を御覧ください。

この資料につきましては、今年度の経営評価結果及びこれを踏まえた、今後の法人や市の対応についてまとめたものであります。

「1 令和7年度 経営評価」を御覧ください。

経営評価における評価項目につきましては、「目的適合性」などの6項目とし、第一次評価を当該法人が、第二次を当局が、それぞれ、「概ね良好」、「改善の余地あり」、「大いに改善を要する」の3段階で評価しております。

当該法人は、第一次、第二次のいずれも、全ての項目において「概ね良好」と評価したところであります。

次に、「参考 令和6年度決算」を御覧ください。

当期損益は1728万1000円のマイナス、累積損益につきましては、2億6081万1000円となっております。市からの収入はありません。

当期損益がマイナスとなりました主な要因は、公益財団法人は、公益目的事業の収入が費用を超えてはならないという収支相償の考え方から、過年度における当期損益の黒字分を解消したこと及び運用資産である国債等の年度末時点の評価額が、金利上昇の影響等により、前年度末と比べて減少したことによるものであります。

なお、当該法人は、原則として元本償還が確実である資産運用を行うこととしており、購入した債権は満期まで保有しておりますので、実際には資産運用による損失は発生しないものであります。

次に、「2 第三セクターの対応」につきましては、令和6年度に策定した経営戦略プランに基づき、設立目的達成に向けた取組を継続することとし、その取組状況として、令和7年度につきましては、経営戦略プラン及び市の指導等を踏まえ、大学等による研究事業や公開講座などの地域還元への支援を行うとともに、資産運用による事業費の確保により、安定的な経営に努めているところであります。

令和8年度以降につきましても、資産運用による安定・継続した事業費・運営費を確保しながら、効率的・効果的な事業実施に努めていくこととしております。

また、「3 市の対応」といたしましては、財団が実施する助成事業につきましては、地域の学術・文化の発展に効果的な事業を継続すること、懸賞論文事業につきましては、応募テーマの見直しや周知先を増やすとともに論文の評価基準を周知するなど、応募しやすい環境づくりに努めるよう指導するとともに、資産運用収入により事業を実施している財団でありますことから、今後も計画的な資産運用により健全経営を継続すること、効率的・効果的な事業実施を促していくこととしております。

なお、参考資料といたしまして、経営評価の詳細を記載した経営評価シート等を添付しておりますので、後ほど、御確認いただければ幸いです。

次に、一般財団法人青森市文化観光振興財団について御報告いたします。

資料 02-02-04「令和7年度第三セクター経営評価結果及び対応について（一般財団法人青森市文化観光振興財団）」を御確認いただければと思います。

「1 令和7年度 経営評価」を御覧ください。

当該法人は、第一次、第二次のいずれも、全ての項目において「概ね良好」と評価したところであります。

次に、「参考 令和6年度決算」を御覧ください。

当期損益が741万8000円、累積損益は4407万7000円となっております。

また、市からの収入は、全体で5億4568万4000円、経常収益に占める割合は52.2%となっております。

次に、評価結果を踏まえた、「2 第三セクターの対応」として、取組状況であります。令和7年度につきましては、各事業所における事業計画に基づき、それぞれの施設の特性を生かしたイベント等を実施し、利用者サービスの充実を図っております。

また、各事業所の取組として、ユーサ浅虫においては、昨年度リニューアルしたホームページを活用し、積極的にイベント情報等の発信や旅行会社が提供した電子クーポンを使えるようにしたほか、モヤヒルズにおきましては、学校のスキー教室の利用促進活動や各種イベントについてはSNSによる積極的な情報発信を行い、文化会館においては、新しい車椅子、ポータブルマイク、プロジェクターを導入するなど、利用者の利便性の向上に努めているところであります。

令和8年度以降につきましては、引き続き、当財団の健全経営のため、持続可能な法人として収益性の高い自主事業を展開していくとともに、市の施策推進に貢献するよう公益性・公共性を意識した経営に取り組んでいくこととしております。

最後に、「3 市の対応」といたしまして、当該財団は、安定経営が維持されていることから、今後においても、健全経営の促進が図られるよう、引き続き、経営戦略プランに基づく取組等の着実な実施や収益事業のさらなる検討・実施を求めていくこととしております。

なお、先ほどの公益財団法人青森学術文化振興財団と同様、参考資料といたしま

して、経営評価の詳細を記載した経営評価シート等を添付しておりますので、後ほど御確認いただければ幸いです。

以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。総務部参事消防次長。

○佐々木和人総務部参事 消防合同庁舎における重油漏えい事故について御報告したいので、資料をお配りしてよろしいですか。

○奈良祥孝委員長 お願いします。

〔議会事務局が資料を配付〕

○佐々木和人総務部参事 それでは、御説明いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 事故発生日時」につきましては、令和8年2月4日水曜日の午後から翌5日木曜日にかけて発生したものと推定しております。職員が漏えいを確認したのは、5日の午前10時頃となっております。

次に、「2 発生場所」につきましては、青森市長島二丁目1番1号、消防合同庁舎屋上のサービスタンクから自家発電設備へ接続している配管で漏えいが発生いたしました。

次に、「3 事故概要」につきましては、2月4日の21時30分頃、消防合同庁舎の地下タンクの液面低下警告ブザーが鳴動いたしましたことから、職員が夜間に調査をいたしました。原因を特定できませんでした。

翌5日朝から再度調査を開始しましたところ、消防合同庁舎屋上のサービスタンクから自家発電設備への配管が破損し、推定約500リットルから約1000リットルの重油が漏えいしたものであり、その一部が雨水管を通じて、地下下水管に流出したものであります。

事故原因といたしましては、自家発電設備の上に積もった雪が落下し、配管が破損したものと考えております。

次に、「4 対応状況」につきましては、漏えい箇所発見後、直ちにサービスタンクのコックを閉めて、さらなる流出を阻止しましたが、庁舎屋上の積雪の下には重油がたまっている状態でありますことから、これ以上、下水に重油が流出しないよう、屋上の雨水管の入り口に吸着マット等を設置し、流出防止措置を行いました。

最後に、「5 回収作業等について」につきましては、破損した配管につきましては、6日午前中に改修工事が完了しており、非常用発電機は使用可能となっております。また、同日午後に、下水管から異臭の通報がありました安方地区におきまして、業者による下水管洗浄を行いました。

なお、6日22時に、油処理業者が消防合同庁舎1階に油分離槽を設置したため、

屋上の重油につきましても、回収が始まっております。

説明は以上となりますが、このたびは、近隣住民、関係機関に御迷惑と御心配をおかけし、おわび申し上げますとともに、今後二度とこのようなことがないように再発防止に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。中田委員。

○中田靖人委員 契約に関連することなので、把握していたら教えてほしいのですが、除排雪事業者がシーズン終了前に違約金を払って撤退したという話を聞いていますが、これは事実ですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 大変申し訳ありません。こちらでは把握しておりませんでした。

○奈良祥孝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 そうですね。その話が聞こえてきているので、事実確認をさせていただけますでしょうか。違約金を払ってでも、もう撤退したいと言ってくるらしく、もしそうなればシーズン終了前に大変なことになる可能性があります。市にまだ伝えてないだけかもしれないので、早急に確認していただきたいと思います。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 都市整備部に確認いたしまして、委員の皆様には情報提供したいと思います。

○奈良祥孝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 仮に、撤退したい場合は、違約金を払えば撤退できるものなんですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 契約内容がどのようになっているかに左右されると思いますが、そのような規定になっていれば撤退できます。

○奈良祥孝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 この間、確認をしたら、基金を大分取り崩していたと思いますが、残額はいくらですか。

○奈良祥孝委員長 企画部長。

○金谷浩光企画部長 令和7年度の当初予算編成後で申し上げますと、昨年度約10億円でしたが、今約16億円となっているところであります。

○奈良祥孝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今、除排雪事業である程度使う見込みを想定すると、基金は大分厳しい状況だと思いますが、その辺りを教えてください。

○奈良祥孝委員長 企画部長。

○金谷浩光企画部長 おっしゃるとおりでありまして、3月補正で、ある程度の金額を積み増さなければいけないというところでもありますので、基金についても触れざるを得ないという状況であります。

ただ、一方で財源については、基金だけではなく、今後増えるであろう特別交付税などといったところも、ある程度使いながら財源対策を行うということが想定される場所でもあります。

○奈良祥孝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 特別交付税の見通しは、いつか分かりますか。

○奈良祥孝委員長 企画部長。

○金谷浩光企画部長 例年、3月下旬に特別交付税の決定がなされるというところでもありますので、補正の段階では、ある程度見込みでそこに触れるということにならざるを得ないと考えております。

○奈良祥孝委員長 ほかに委員の皆様からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、私から一言申し上げます。

このたびの解散総選挙について、大変豪雪の中、また、短期間の中、選挙管理委員会事務局をはじめ、市の職員の皆様には大変御足労をおかけしました。当委員会を代表し、御礼と労をねぎらいたと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)